

令和5年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第4回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年4月25日(火) 午前9時57分～午前10時36分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 議案第1号 令和5年3月22日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第2号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>日程第7 議案第4号 農農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)</p> <p>日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(令和5年4月28日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和5年第4回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 おはようございます。今日は久しぶりの晴天ということで、大変お忙しい中、お集まりいただき大変ありがとうございます。
- 先日、無事、選挙も終わりました。皆様方には、これから大変忙しくなっていくだろう春耕期を迎えるにあたり、この後の総会后以降の天気回復を望むばかりです。
- 今日は総会の後、アグリパートナー協議会の総会もごございますので、皆様のご協力のもと、短時間で進めていきたいと思っております。今日1日よろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。
- 【なしの声】
- 議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、6番、谷口委員、1番、荒川委員を指名いたします。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。
1番 令和5年3月31日、令和5年第3回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。
2番 4月12日、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会の監査が行われ、会長が出席しております。
3番 4月13日、美瑛町農業再生協議会通常総会が開催され会長が出席しております
4番 4月14日、令和5年度上川地方農業委員会連合会総会が開催され、会長が出席しております
以上でございます。

○議 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議 長 日程第4、議案第1号、令和5年3月22日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。議案第1号、番号1番から番号2番までの件について、一括して審議致します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、令和5年3月22日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった、貸主、[]さん。借主、[]さん外1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。
番号1番、土地の表示、字名、[]、地番[]、面積31,849平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの農地法第3条による使用貸借でしたが、令和5年3月22日付けで合意解約です。後ほど議案第5号にて、別の法人へ貸付けがされる予定です。
番号2番、土地の表示、字名、[]、地番[]外8筆、面積計74,688平米につきましては、貸主、[]さんから、借主、[]さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年4月5日付けで合意解約です。後ほど議案第5号にて売買される予定です。
今回提出された2案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号2番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番から番号2番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 次に、日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。
- 議長 長 議案第2号、番号1番の件について、審議いたします。
番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第2号、土地の現況証明願書の交付について。農地法関係事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のありました、■■■■さん外2件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。
番号1番、土地表示、字名、■■■■。地番■■■■、1筆、地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積100平米でございます。土地所有者及び申請者は、美瑛町■■■■、■■■■さんでございます。農振農用地区域外都市計画区域内となっております。この土地につきましては都市計画区域内で既に45年以上前から農地としての利用はなく、地目の変更登記の申請を予定しているものでございます。
以上で説明を終わります。
- 議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。今朝ほど、現地のほうを確認してきております。都市計画区域内ということで非農地ということで、何ら問題ないかと思われま。どうぞ審議のほう宜しくお願いします。
- 議長 長 ありがとうございます。
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。
- 班長 はい。ただいま地区担当委員の方よりご説明があったとおりでございます。場所については、何ら問題はないかと思っておりますので、審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号2番。土地表示、字名、 、地番 外1筆、地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計410平米でございます。土地所有者及び申請者は、美瑛町 、 さんです。農地農用地区域外で都市計画区域内となっております。この土地につきましては都市計画区域内の農地としてございますけれども、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものでございます。
以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委員から補足説明をお願いいたします。

- 委員 ただいま、事務局のほうから説明があったとおりでございます。この土地につきましても、非農地ということで、都市計画区域内ということでありまして問題ないと思われまして。どうぞ審議よろしくをお願いします。

- 議長 ありがとうございます。
番号2番の件について、現地調査の結果を、 班長よりお願いいたします。

- 班長 はい。ただいま担当委員の方から説明あったとおりでございます。今朝、現地も確認してきましたけれども、何ら問題がないと考えておりますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。

す。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、審議いたします。番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、番号3番。土地表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXX、1筆、地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計2,638平米でございます。土地所有者及び申請者は、美瑛町XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんでございます。農振農用地区域外で都市計画区域外となっております。この土地につきましては既に山林原野化しており、農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。
以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXX委員から補足説明をお願いいたします。

- XXXXXX委員 はい。事務局の説明のとおりです。この土地は、長年、農地としての利用がされてなく、雑木も入っており、また水もたまっており、今後農地としての利用は厳しいかなと思っています。ご審議のほどよろしく願います

- 議 長 ありがとうございます。
番号3番の件について、現地調査の結果を、XXXXXX班長よりお願いいたします。

- XXXXXX班長 はい、ただいま地区委員の方から説明があったとおりでございます。現地を一応確認しまして、低みの湿地で水が流れている状態で、倒木もあり、何ら問題はないと思いますので、よろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。
議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい、議案第3号農地法3条の規定による、許可申請について所有権移転の件でございます。農地法第3条の規定により農地の所有権移転申請のございました、譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさん外5件の許可の可否について審議を求めるものでございます。

なお、議案第3号で審議いただく6案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、要件を全て満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないことから要件を満たしております。

それでは番号1番、土地表示、字名XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外1筆、面積計5,360平米につきましては、譲渡人、XXXXXXXXXXさんから、譲受人、XXXXXXXXXXさんへの売買による所有権移転申請となっております。申請ヶ所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約10.5キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は、510,000円で10アール当たり、95,149円となっております。詳細につきましては議案3ページをご確認ください。

以上で終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXXXXXX委員から補足説明をお願いします。

- XXXXXXXXXX委員 ただいま事務局からの説明のとおりです。この農地については、隣接する農地全てが、XXXXXXXXXX

で使用しており、この農地だけポツンと■■■■君の農地でありました。今回、3条にて売買ということですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番、土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積3,826平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請ケ所は、JR美瑛から■■■■に約10.2キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は142,000円で10アール当たり37,000円となっております。詳細につきましては、議案4ページをご確認ください。以上で終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。■■■■さんは、旦那さんが一昨年亡くなられました。■■■■さん分の農地の分を■■■■の■■■■農場さんのほうに売却したいということですので、何ら問題はないかと思っております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号3番。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆、面積計714平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請でございます。申請ヶ所はJR美瑛から■■■■に約2.7キロの箇所です。権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことです。詳細につきましては議案5ページのほうをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、このあと集積計画で出される農地の隣接地で、農振に入っていないため、3条の案件となっております。何ら問題ないと思いません。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第3号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号4番及び番号5番の件については、関連があるので一括して事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。それでは番号4番と5番につきましては、譲受人が■■■■さんであるため一括して説明させていただきます。
番号4番、土地表示、■■■■、地番■■■■、外1筆、面積計570平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請でございます。
申請ヶ所はJR美瑛から■■■■に約4.7キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことでございます。
価格は50,000円で10アール当たり、87,719円でございます。詳細につきましては議案6ページのほうになります。
続きまして番号5番になります。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計22平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっています。JR申請ヶ所はJR美瑛駅から■■■■に約4.4キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は譲受人の希望により当該農地を贈与したい。譲受人は当該農地の協議が終了したため、譲受したいとのことでございます。詳細につきましては、議案7ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、番号4番のほうです。ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、現在、■■■■にある格納庫が建っている周りの土地で、今回格納庫の売買にあたり隣接地である。■■■■さんに売買となりました。何ら問題ないと思います。
番号5番ですけど、ただいま事務局の説明のとおりです。この土地は、このあと集積計画で出される農地の隣接地で農振に入っていないため、3条の案件となっております。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
これより議案第3号、番号4番及び番号5番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号4番及び番号5番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号6番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、番号6番です。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計1,095平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請ヶ所はJR美瑛駅から■■■■に約15.4キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は68,000円で10アール当たり62,100円となっております。詳細につきましては議案8ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい。ただいま事務局から説明があったとおりです。この後に出てくる集積計画の中に含まれた農地で、この場所については、細長く伸びた農地で昔の取付け道路だったと思われれます。そんな形で農振区域外ということで今回このような形での売買となりました。何ら問題ないと思っておりますので、どうかご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ありがとうございました。
これより議案第3号、番号6番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第3号、番号6番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に、日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借の件でございます。農地法第3条の規定による農

地の使用貸借の権利設定の申請のございました、貸主、**■**さん、借主、**■**さん1件の許可の可否について審議を求めるとでございます。なお、議案第4号で審議いただく1案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないことから、要件を満たしております。

番号1番、土地表示、字名、**■**、地番**■**外50筆、面積計365,255.7平米につきましては、貸主、**■**さんから、借主、**■**さんへの使用貸借の権利設定申請でございます。申請ヶ所はJR美瑛駅から**■**に約5.6キロの箇所、使用貸借の設定の理由は、貸主は後継者である借主へ貸付けしたい。借主は自己の営農確立させるため申請地を使用貸借により借受けしたいとのこととでございます。期間は許可日から30年とでございます。詳細につきましては、議案9ページと10ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります**■**委員から補足説明をお願いします。

○**■**委員 はい。ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。**■**さんから、息子さん、**■**ですが、**■**さんへの使用貸借ということとあります。このたび経営移譲されるということとございますし、**■**君については、年齢も**■**歳と結構いい歳になっておられて、高校卒業以降、堅実に農業のほうに従事され、畑作全般とネギなどを作ってらっしゃって堅実な農業に従事されております。何ら問題ないと思っておりますので、どうぞご審議のほうよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に、日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画、案について、令和5年4月28日公告予定分の件を議題とします。

○議 長 議案第5号、番号1番から番号16番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事 務 局 議案第5号、農用地利用集積計画案について、令和5年第4回、令和5年4月28日公告予定分、[]さん外15件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転8件、賃貸8件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。

番号1番から番号3番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号1番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、田4筆、畑9筆、計44,568平米。5,340,000円で10アール当たり、田119,900円。畑119,800円です。

番号2番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、田5筆、16,975平米。1,527,750円で10アール当たり90,000円です。

番号3番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、田2筆、32,353平米。5,733,000円で10アール当たり177,200円です。

番号4番につきましては、相続地処分に伴う売買です。

番号4番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、畑7筆、採草放牧地4筆、計185,311.38平米。6,857,000円で10アール当たり、畑37,000円、採草放牧地37,000円です。

番号5番から番号7番につきましては、賃貸地の売買です。

番号5番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、畑1筆、22,833平米。2,520,000円で10アール当たり110,400円です。

番号6番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、田9筆、74,688平米。6,460,000円で10アール当たり86,500円です。

番号7番、[]、[]さんから、[]、[]さんへの売買、畑6筆、50,349.59平米。3,148,000円で10アール当たり62,500円です。

番号8番につきましては、保有合理化事業による5年間の賃貸借が終了し、北海道農業公社から売渡しになるものです。

番号8番、公益財団法人北海道農業公社から、
、さんへの売買、畑1筆、19,084平米。
2,000,000円で10アール当たり104,800円です。

番号9番から番号10番につきましては、貸手の経営縮小に伴う賃貸借です。

番号9番、
、さんから、
さんへの賃貸借。畑3筆、15,426平米。46,000円で10アール当たり3,000円です。期間は5年間です。

番号10番、
、さんから、
、さんへの賃貸借。畑4筆、70,000平米。245,000円で10アール当たり3,500円です。期間は5年間です。

番号11番につきましては、借手の経営規模拡大に伴う賃貸借です。

番号11番、
、さんから、
、さんへの賃貸借。田1筆、畑4筆、計7,957.5平米、30,000円で10アール当たり田3,800円、畑3,800円です。期間は5年間です。

番号12番から13番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号12番、
、さんから、
、さんへの賃貸借。畑6筆、141,950平米。355,000円で10アール当たり2,500円です。期間は3年間です。

番号13番、
、さんから、
、さんへの賃貸借。田1筆、畑3筆、計60,000平米。180,000円で10アール当たり田3,000円、畑3,000円です。期間は3年間です。

番号14番につきましては、所有地処分に伴う賃貸借です。

番号14番、
、さんから、
さんへの賃貸借。田14筆、畑4筆、計68,279平米。273,000円で10アール当たり田4,000円、畑4,000円です。期間は1年間です。

番号15番につきましては、公社の事業を利用するまでの賃貸借です。

番号15番、
、さんから、
さんへの賃貸借。畑18筆、136,015平米。359,040円で10アール当たり2,600円です。期間は1年間です。

番号16番につきましては、農業公社からの貸付けです。

番号16番、公益財団法人北海道農業公社から、XXXXXXXXXX、
XXXXXXXXXXさんへの賃貸借。畑6筆、88,412 平米。
318,280 円で10 アール当たり 3,600 円です。期間は4年10ヶ月です。

以上設定を受ける者16件、10名、6法人。

設定をするもの16件、14名、2法人。

田36筆、208,793 平米。畑72筆、692,638.47 平米。採草放
牧地4筆、132,770 平米。計112筆、1,034,201.47 平米。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第5号、番号1番から番号16番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第5号、番号1番から番号16番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年、第4回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和5年4月25日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

谷 口 学

美瑛町農業委員

荒 川 博 彦